

労働・ケア・生存

— 教育の意義を再考する —

報告者：田中 萬年（元職業能力開発総合大学校・明治大学兼任講師）

「労働・職業訓練・実習が人間的成長に果たす意義」

倉石 一郎（東京外国語大学）

「教育・労働・ケアをめぐる布置関係の再編によせて

— 米国・戦間期におけるビジティング・ティーチャー

「転進」の意味 —」

後藤 玲子（一橋大学）

「存在の交換不可能性と公共的相互性

— 教育の〈現実的ユートピア〉 —」

司会者：山田 哲也（一橋大学）

1. 問題の所在とシンポジウムの趣旨

近年、フレキシビリティ (flexicurity) やモビケーション (mobication) などの鍵概念を用いて労働市場政策のあり方を再考し、教育・職業訓練を媒介に福祉国家を持続可能なものにする試みが注目を集めている。他方で、これらの取り組みが就労と結びつかない福祉を軽視するワークファーストに帰結し、社会的な弱者への資源配分が切りつめられる事態を懸念する声もある。

そもそも、「より良い」状態へと人を変えることを助成する教育の営みには、教育者が望ましいと考える目標をパターンリスティックに押しつけ、被教育者の現在の生のあり方を否定する側面がある。積極的な労働市場政策の要に教育が位置づけられるのは、教育を通じて稼得能力を育成することが期待されているためであろう。そこには先に述べたような、将来の望ましい姿をめざすべく現状を否定的に捉えるまなざしが付随するようにも思える。

しかしながら、教育哲学の領域におけるケアリング論のように、教育の営みに無条件の承認やありのままの生の肯定の契機を見出す試みも存在する。制度化された教育においては看過されがちだが、助成的な介入には他者への気づかいが不可欠であり、教える行為は養い・育てる営みと分かちがたく結びついている。A. ホネットが承認をめぐる問題系に労働を位置づけていることからもう

かがえるように、教育・職業訓練を通じて労働の世界に参入する道筋には、稼得能力という観点による有能／無能な人材の選別には還元しえない、その人の社会的な価値が承認される契機もあるのではないだろうか。

このシンポジウムは、これまで述べてきた観点から、労働・ケア・生存（権）との関わりから教育の意義を問い直すことを目的として企画された。

第一報告者の田中萬年氏には、職業訓練の現場における取り組みに焦点をあて、労働・職業訓練・実習が人間的な成長に果たす意義について論じていただく。職業訓練が有する人間形成機能を手がかりに、日本における「教育」概念の特殊性を批判的に検討することが報告のねらいである。

第二報告者の倉石一郎会員には、今日のスクールワーカーの前身である米国の「ビジティング・ティーチャー」（訪問教師）の活動に着目し、かれらの活動の性格が大きく転換した戦間期に行われた各種の実践を整理しつつ、そこから読み取れる教育・労働・ケアをめぐる布置状況について論じていただく。

第三報告者の後藤玲子氏は、経済哲学・政治哲学の諸議論との対話から現代的正義論の新しいあり方を探究する経済学者である。氏の報告では、アマルティア・センが提唱する潜在能力アプローチと政治哲学者ジョン・ロールズの正義論が交差する地点から、教育と労働、労働と生存、生存と

教育のあり得べき関係を支える理念の導出が試みられる。

それぞれ力点とアプローチは異なるものの、三者の報告は、労働・ケア・生存（権）という観点から教育のあり方を問い直すという問題意識を共有している。人びとの生存を支えるうえで、どのように教育・労働・福祉が手を携えてゆくのか、その望ましい連携のあり方や、意図せぬ危険性などについてフロア全体で議論を深めてゆきたい。

2. 労働・職業訓練・実習が人間的成長に果たす意義（第1報告・田中萬年氏）

田中氏による報告の冒頭では、職業能力開発総合大学校（職業訓練大学校）で勤務していた頃を振り返り、高い就職率を維持するなど成果をあげながらも、公共職業訓練が整理・統合されてゆく動きが指摘された。公共職業訓練の運営費は雇用保険から支弁されているが、民活化のかけ声のもとでプロバイダの多様化が進み、企業主が負担する雇用保険金が民間の事業者に投下される状況が生じている。民間プロバイダが行う委託訓練は、ニーズの高い製造系の内容が少なく、パソコンがあれば可能な簡便なものになりがちなのが実態である。

職業訓練大学校の初代校長・成瀬政男の論文の一節、「偉大な総合技能は、生涯教育（lifelong integrated education）を考えて、はじめて実現されるべきものである」という一文に言及しつつ、田中氏は、今日の職業訓練の現場に目を向けると、労働陶冶、すなわち旋盤工作家の小関智弘が簡潔に示した「仕事人が作る」という言葉がまさに当てはまる出来事が日々の実践のなかで生じていると述べる。その人がどんな仕事をして働いてきたかということと、その人がどんな人であるかというのは不可分に結びついている。徒弟制から続くこの事実を捉えると、職業訓練には仕事に必要な技能・技術を、仕事の現場に近い（あるいは仕事の現場そのもので）習得することを通じて人間的な成長を促す側面がある。

続いて田中氏は、新聞記事や実践報告、職業訓練関係者に呼びかけて収集したエピソードをもとに、労働＝職業能力の習得が人間的成長をもたらす事例を具体的な次元で紹介した。職業訓練の場で学ぶ目的を明示され、これまでの学校経験のなかで失ったやる気を取り戻した事例、職業訓練校

で皆勤賞をとった優秀な訓練生に不登校の経験があり、訓練校に入ること、学校との不幸な出会いのなかで剥奪された「教育を受ける権利」を取り戻したことが明らかになった事例、訓練校を出たあとに独立起業し、地場産業の発展に寄与するだけでなく後進の育成に尽力する事例、障害者の訓練に関わるなかで、職業訓練のあり方の原点を確認した指導者の語りなどの様々なエピソードが例示された。

これらの事例を総括し、田中氏は「新規学校卒業業者へは社会への入門演習として、在職者へは技術変化への対応として、離転職者へは再チャレンジとして、そして障害者へは社会の一員となるための意義」が職業訓練にはあるのではないかと主張する。

ところが、日本では職業訓練の意義が非常に軽視されているが、その背景には「教育」概念への誤解、Educationとの意味内容の齟齬があるように思われる。イギリスにおける学校教育の成立史をたどると、徒弟法、救貧法、工場法の延長線上にEducationに関する法律が制定され、働く若者の学ぶ制度が発展するなかで庶民の学校が登場した経緯がある。そのため、Educationには労働を通じた人間形成、労働と密接に関連する能力の開発という含意がある。

他方で、日本ではまず学制・教育令によって近代的な学校教育制度が設立され、その後工場法、救護法が制定されるという逆向きの展開が認められる。工場法は戦後に労働基準法になるが、そこでは徒弟制を批判・忌避するような規定になっている。こうした歴史的な経緯の違いが、イギリスのEducation観と日本の教育観の差異を生み出したように思われる。

「教育」の語は孟子に由来し、強大な国を造るために王が家来を教育する意味があり、教育は君子の楽しみのひとつに数えられている。この語は中国では長年使用されておらず、日本語に翻訳されたヨーロッパの文献を日清戦争後に大量に入手・学習するなかで逆輸入したことが王智新の研究で明らかにされている。

文部省がEducationの翻訳語に「教育」を用いるようになったのは明治11年で、学制を廃止し教育令を制定する前年の「教導」から変更された。「教育」概念の定着に決定的であったのは、明治40年の教育勅語官定英訳（THE IMPERIAL

RESCRIPT ON EDUCATION) の交付である。

田中氏は以上のように「教育」概念が成立・定着する過程を概観しつつ、Education と異なり、日本語の「教育」には、①労働（権）との概念上の結びつきが弱い、②教育には「上から下に授けるもの」という含意があり、ヨーロッパに由来する普遍的な人権概念と乖離する側面があると指摘する。「教育」概念がこのような限界を持つことを自覚することが、労働と Education の結びつきから、教育の意義を再考する出発点になるのではないかという問題提起で、田中氏の報告は締めくくられた。

3. 教育・労働・ケアをめぐる布置関係の再編によせて（第2報告・倉石一郎会員）

ビジティング・ティーチャーの起源の一つは、1906年ごろからニューヨーク等において始まった移民集住地区におけるセトルメントハウス活動である。この時期に焦点となったのは、いわゆる新移民と呼ばれる南東欧からの移民である。かれらはそれ以前の北西欧からの移民と異なって農村出身の貧しい人々が大半で、学校教育制度との親和性が低かった。移民の家族・子どもたちと公立学校の教師たちを仲立ちし、両者間の関係を良くしようとする活動に取り組んだのが、草分けのビジティング・ティーチャーたちであった。民間の慈善・博愛団体として出発した活動は、ニューヨーク市などの一部先進地域においては公費でまかなわれるようになる。

ニューヨーク市の事例を紹介しつつ、倉石会員はビジティング・ティーチャーを支える思想的な基盤に革新主義期の知的・学問的潮流があったこと、当時の最先端の思想潮流を積極的に身につけた高等教育を受けた女性第一世代が、自らの活躍する場を求めてセトルメント活動やそこでのビジティング・ティーチャーの担い手となったことを指摘した。

1918年の第一次大戦の終結を節目に、ビジティング・ティーチャーは「学校に来ない子ども」から「学校にいる子ども」へと、その活動の焦点を移す。倉石会員はこの変化をビジティング・ティーチャーの「転身」と捉え、かれらの活動を転身の「前期」と「後期」に二分し、それぞれの時期における活動の特徴を整理した。

前期のかれらの活動の特徴は、行為を事後に統

制する厳罰主義を退け、「全体としての個」を回復するケア実践を通じて問題を未然に防ぐ予防アプローチを重視した点にある。学校に行かない長欠・怠学児を対象にしたビジティング・ティーチャーのケア実践において、労働あるいは職業という契機は、逸脱や問題行動の背景として「理解」すべき事柄として位置づけられ、予防アプローチの観点から何らかの処置によって「除去」すべき対象として考えられた。

このような実践は、「転身」を契機にその性格を変えることになる。前期と後期を画する「転身」は、①専門職化による地位向上という内発的要因と、②労働規制の進展による古典的な年少労働の消滅と③就学義務法が実効性を発揮することで長欠・怠学から就学義務年齢後の早期離学へと学校が抱える課題が変化するという外発的な要因によって促された。

「転身」の背景を押さえたうえで、倉石会員は後期の活動の典型として、郡部や地方都市で展開したビジティング・ティーチャーの活動と、中西部の大都市シカゴにおいて、職業指導・就労許可局の一員として位置づけられたビジティング・ティーチャーについて検討を加える。

移民の急増に対応を迫られた都市部と異なり、郡部や地方都市におけるビジティング・ティーチャーの活動は、コミュニティ・レベルの事業に力点を置いていた点、学校教育で周辺的な位置にある生徒たちの離学を抑制し、職業世界へ参入することを促す取り組みが展開した点に特徴がある。後期におけるビジティング・ティーチャーは、学校の内側に目を向け、子どもたちを学校につなぎ止め、望ましい職業へ水路づける支援活動に重点を移した。

東海岸に比べ約10年のタイムラグをおいてビジティング・ティーチャーが制度化されたシカゴにおいても、郡部や地方都市における活動と同様に、早期離学の抑制と職業指導が重視された。ここで興味深いのは、場合によっては現在の職場から子どもを引き離して学校に移すというような配置転換の職務がビジティング・ティーチャーに与えられ、それが教育的 (educative) という言葉によって、正当性が与えられていた点である。

シカゴの職業指導局は、早期に離学した子どもが従事する仕事の多くは先につながる機会に乏しく、教育的価値のない断片化・脱技術化した仕事

だと捉えていた。「教育的」という概念の濫用にもみえるかれらの見方の背景には、セツルメント活動の担い手たちが抱く社会認識、すなわち産業化や機械化の進展に伴って work（仕事）が断片化かつ脱技術化する現状への強い危機感と、人間における仕事の意味の全体性を取り戻し、産業民主主義を確立する展望があった。こうしたラディカリズムはビジティング・ティーチャーが公権力に取り込まれるなかで失われていったが、教育を通じて産業のあり方を変革する社会構想の残り火を「教育的」という言葉の用法のなかに読み取ることができる。

後期の活動が有する可能性に言及したうえで、倉石会員はビジティング・ティーチャーのケア実践が学校制度によって恣意的に設定した時間枠に制約されていたこと、また、かれらの多くが富裕層の出身であるがゆえに、広範な職業世界についての幅広い経験や深い理解をもって子どもに接していたとは限らない点を指摘する。

従来のビジティング・ティーチャー研究では、学校が家庭や親に代わり、子どものケアを担うエージェントとして主要な位置を占めるようになったことが強調されていた。それに対して今回の報告では、子どもへの影響力を行使する争いに不可欠なパイプラーとして労働の場の存在が見落とせない点、また、後期のビジティング・ティーチャーがまさにこの点を意識して、職業指導への参入を通じて労働の場との戦いを挑んだ点にある。そのように倉石会員は自らの議論を位置づけ、家庭・学校・企業の三者が牽制しあいながら結びつきを強める構図がこの時期を画して明確に確立したと結論づけた。

4. 存在の交換不可能性と公共的相互性

(第3報告・後藤玲子氏)

報告の冒頭で後藤氏は、第1報告で公共職業訓練が雇用保険でまかなわれていると田中氏が述べたことに言及し、職業訓練に人間形成上の意義があるにも関わらず、公的な訓練が特定の企業あるいは企業の連合体による財政的な縛りに依存する状況のおかしさを直感したと発言した。

職業訓練を教育と捉えるならば、この問題はだれが教育に対して財政的・実行上の責任を負うのかという問題として把握できる。倉石会員による第2報告は、アメリカを例に民間の活動が担って

いた部分に公共がどう関わってきたのかというアクター間の関係を示した点で、田中氏の報告が指摘した問題を別様な視点から展開したといえるのではないか。

2つの報告に関する感想を述べたあと、これまでの話の流れと関連する重要なポイントとして、後藤氏は報告資料から制度と個人の関係をどのように構想するのか、その点をめぐる次のような問いを提示した。

戦後の日本社会は個人の well-being の視点に立ち、いわゆる個人尊重主義の考え方のもとで社会制度をどのように設計するのかを模索してきた。その際の「個人」は、どのような属性であろうと、いかなる能力の差があろうとも、それぞれの well-being としての価値を保障されるべき存在である。

しかしながら、制度がルールをもとにつくられ、ルールが公正性 (fairness) を必要とする以上、実際に制度を運用する際には、同じケースを同様に扱うことが求められる。そこには generality が要求されるし、公的な・公衆に対する public な説明責任を引き受けなければならない。そうすると、どの人に対しても個人の福祉、自由への権利を尊重するはずの制度が、パブリックに見えやすい部分を general に手厚く取り扱い、そこから外れてゆくものは例外として追いやられてゆく。その例外がどこに追いやられてゆくのか。それは歴史のなかでは家族が担ったり、先ほどの報告に登場した篤志家であったり、あるいは協会であったり、あるいは例外とされた人びとが、名も無く、貧しいままに歴史のなかに消えていったか、そういうことだったのでないだろうか。

個人の自由を支えるはずの制度が、公正性の名の下に「例外」的存在を排除する逆説について考える手がかりとなるのは、アマルティア・センによるロールズ批判である。

『正義論』を世に出し、その後の現代正義論を牽引したジョン・ロールズは「何人も、他の人の助けにならない限り、階級的な出自や自然的能力など、深く、執拗な影響力を持ち、しかも本人の功績と無関係な、そういう偶然性から便益を受けてはならない」と述べている。社会になにがしかの貢献を行う際に、私たちが何かやれたと知っていることが、実は様々な偶然によってようやく可能になっている。実際には多くの人たちの力を借

りではじめてできている、そうなると、何かをやれたことに対する果実 (fruits) を自分だけが獲ていいことにはならないはずだ、というのがロールズの言葉の含意である。

ところがロールズの議論ではこうしたラディカリズムがだんだん薄れてゆき、先に述べた fairness と generality を鍵にその理論が形成されることになる。

この点を批判したのがアマルティア・センで、特に、fairness 概念に食いついている。フェアネスは重要な概念だが、われわれがこの概念を使う時の公平感がどれだけ常識に縛られているかを考えると危ない概念でもある。公平・不公平を論じる際には自分と他者を交換可能な立場におく必要があり、同じ尺度で異質なものを並べて順序づける側面がどうしてもある。fairness という概念を使って社会状態や様々な政策を判断する場合に、非常に当てはまりがよい場合とそうでない場合があるが、われわれは、あるケースについてぴったり当てはまる基準を、他の全部に当てはめてしまうことをしがちである。fairness 概念の危うさはそこにある。

センによるロールズ批判の骨子を紹介したうえで、後藤氏は生活保護制度を例にあげつつ、より具体的なレベルで、立場の交換可能性に基づく fairness 概念の危険性を指摘する。他者への想像力を欠いたまま、常識的な公正観を持ち出して再分配制度のあり方を論じると、働かずに所得のない人に対して働いており所得のある人から資源移転を行うことが「不正義」「不公正」と捉えられかねない。

公正概念がもつ限界を越える可能性を、後藤氏は「公共的相互性」概念に見出している。公共的相互性とは、互惠的關係に公共的ルールを介在させ、閉じた關係性の絆をゆるめることによって相互性を開け放ち、そして開け放たれた相互性を公共的に受けとめる仕組みである。交換不可能な存在間の非対称的關係に、公共的ルールの受容可能性を介在させることにより、公共的相互性が実現される。

最後に後藤氏は、いま自分が一番探究したいことは名前と制度をめぐる問題だと述べ、一般的なカテゴリに還元不可能な固有名を排除しないように、制度のあり方をどのように組み直してゆくの、もともとは良いものとして構想された制度を、

それが例外として排除してきことがらにあわせてつくり変えてゆくことが重要ではないかと問いかけた。

5. 質疑と論点

三つの報告のあと休憩をとり、その間にフロアの参加者に用紙を配布、そこに書いていただいた質問・意見をもとに質疑と討論を進めた。紙幅の制約でやりとりの詳細を紹介することができないが、討論のなかで確認された主要な論点は以下の通りである。

- 今日の若者が置かれている状況に目を向けると「労働が生存を脅かす」事態が生じているように思われる。働くことを通じた人間形成と生存を脅かす労働のあり方の関係をどのように捉えたら良いか。
- ボランティアな活動が公的な制度に組み込まれることで、制度のもとで安定的な活動基盤が確保される一方で、ラディカリズムが失われる問題をどのように考えるのか。そこでのキュア cure とケア care の関係とその変容過程をどのように把握するのか。
- 三つの報告における「労働」には、その意味内容の重なりとずれがあるのではないか。教育の意義を問い直す際に、労働のどのような局面に着目するのか。教育と労働を切断する／結合する際に留意すべきことは何か。
- 生存 (権) とその保障を考える際に、労働とケアをどのように位置づけるのか。その際に、稼得能力の有無が問われない制度を支える論理をどこに見出してゆくのか。
- 報告で紹介、検討された実践には、固有名をもつ存在の全体を捉えようとする共通点があるように思われる。ここには一般化されたカテゴリに名前を取り戻すことにつながる可能性があると同時に、息苦しい監視・統制に転化する危険性があるのではないか。後者の危険性を抑制するためには何を論じねばならないのか。

シンポジウムの後半は、これらの点について登壇者とフロアの参加者で議論する場となった。労働・ケア・生存という観点から教育の意義を問い直す作業は、今日の教育学が果たすべき役割と課題を確認するためにも必要不可欠なものであろう。

(文責：山田哲也)